

1－2 処分等価格の決定手続き（見積り合せ）について

現状の取扱い

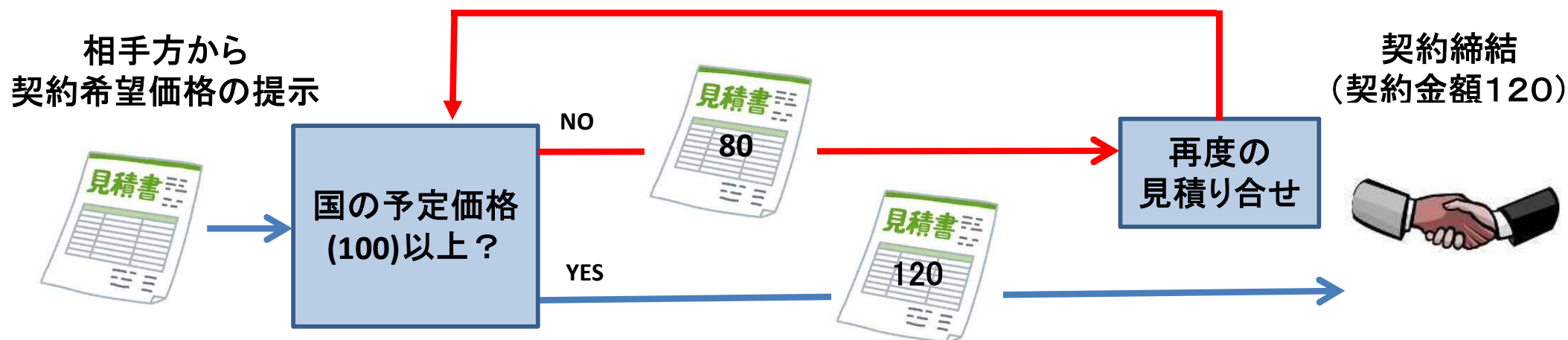
公共随意契約における処分等価格の決定方法については、より有利な価格を追求すべく、会計法令（*）に基づき「なるべく」見積り合せ（相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かの確認）を行い、予定価格以上の価格を契約価格とすることとしている。

もっとも、「なるべく」とあることから、相手方が自ら価格を見積もることが困難な場合には、見積り合せを省略して契約価格を相手方に通知することも許容している。

（*） 予算決算及び会計令 第99条の6

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく…見積書を徴さなければならない。

<見積り合せの例>



1－2 処分等価格の決定手続き（見積り合せ）について

課題

- 見積り合せを行わない場合も許容されているとしても、その場合の取扱いについて明文のルールがないことから、安易に見積り合せを行わないことにされてしまうおそれがないか。
- 相手方自らが見積ることが困難としても、時間と費用を費やして不動産鑑定士などの専門家を通じて価格を見積もることは十分可能との見方もあるのではないか。

見直し内容

- 専門家を通じて価格を見積もることは可能であることから、例外を設けず、すべての場合において見積り合せを実施することとする。
- また、相手方に十分な対応（準備など）ができるように、以下の対応を行うこととする。
 - ・ 見積り合せを含めた公共随契に係る手続き全体の流れを周知する、
 - ・ 評価条件に相違が生じないよう、地下埋設物の調査結果など価格形成上の前提条件を共有する、
 - ・ 予定価格とほぼ同等の価格での契約を意図して予定価格より低い価格からの反復継続した見積り合せが行われるおそれがある場合に、日を改めて実施するほか、こうした相手方に対しては最終的に手続きを打ち切るなどの対応をとる、
 - ・ 事後に見積り合せの実施状況を検証できるようにするため、見積り合せは必ず書面で行うこととし、その結果は決議書に編綴する。